

出前トークを ご利用ください!!

行政管理課広報統計係
☎0824・73・1159

市職員が地域に出向いて、市の施策や事業などの説明・懇談を行う「出前トーク」を実施しています。より多くの方にご利用いただくため、本年度もメニューを更新しました。「もっと詳しく知りたい」「こんなことを聞いてみたい」といったご要望にお応えします。ぜひご利用ください。

●対象

市内に在住、または、通勤・通学するおおよね10人以上が参加するグループや団体（※政治、宗教または営利を目的とした集会などは除きます）

●実施時間

原則として平日の9時から21時までで2時間以内。

●会場

申し込み団体・グループで準備してください。

●その他

開催を希望する日の2週間前までに行政管理課または各支所総務室へ申し込んでください。

申込書・メニューの一覧は、行政管理課・各支所、各自治振興センターなどにあります。市ホームページからもダウンロードできます。

気になる!!



昨年度利用メニューランキング

- 1位 庄原版終活ノート「いきかたノート」について
 - 2位 災害に備えて
 - 2位 高齢者の健康づくり
 - 3位 「自分だけは大丈夫!？」身近にせまる悪質商法
- ※昨年度は100以上の団体の皆さんに約200件利用していただきました。

本年度の主な新メニュー

- ▶中国四川省綿陽市との交流について
- ▶観光施策について
- ▶適正飲酒のすすめ
- ▶自殺予防ゲートキーパー研修 など



住民告知端末を設置しましょう!!

住民告知端末 使用申請の流れが変わりました

住民告知端末は、災害情報などの緊急情報や行政情報など、大切な情報を音声でお伝えするもので、多くの世帯に設置していただいています。

広報しようばら3月号でお知らせしたとおり、市の初期設定費用「22800円（税別）」の負担は3月31日をもって終了しました。

今後とも住民告知端末を設置していただけますが、初期設定費用は原則自己負担となります。

転入者などは設置後に 初期設定費用相当額を 受け取れます

次に該当する場合は、申請により、初期設定費用相当額を補助金として受け取ることができます。（加入通信回線1回線につき1回限りとします。）

Uターンを検討しているご家族などに、ぜひご紹介ください。

対象者

- ① 転入・転居などにより新たに生じた世帯に属する人
 - ② 新たに事業所などを設置した人
 - ③ 市民税非課税世帯に属する人
- ※①③は、住民票と同一住所に設置する場合があります。
- ※②は、市内に設置した場合に限ります。

手続きの流れ

- ① NTTへ光回線設置の申し込み
- ② 光回線設置工事完了後、初期設定費用をNTTへ直接支払い（NTTから、支払ったことを証明する書面が交付されます。）
- ③ 住民告知端末使用申請・補助金交付申請

【申請に必要なもの】

- ▼印鑑
- ▼初期設定費用を支払ったことを証明する書面
- ▼補助金の振り込み口座が確認できるもの

問い合わせ・申請

行政管理課広報統計係
☎0824・73・1159
または各支所総務室